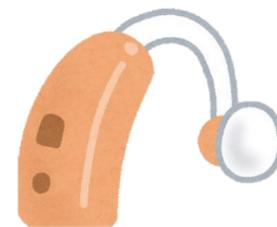


軽・中等度難聴者の補聴器購入費を一部助成します



1 対象者

身体障害者手帳の対象とならない難聴の程度で、次の要件をすべて満たす18歳以上の方

■市内に住所を有する方

■両耳の聴カレベルが30デシベル以上の方

■補聴器の装用により、コミュニケーション能力について、一定の効果が期待できると医師に判断された方

※ただし市民税所得割額が最も多い納税者の納税額が46万円以上の世帯は助成対象外になります。

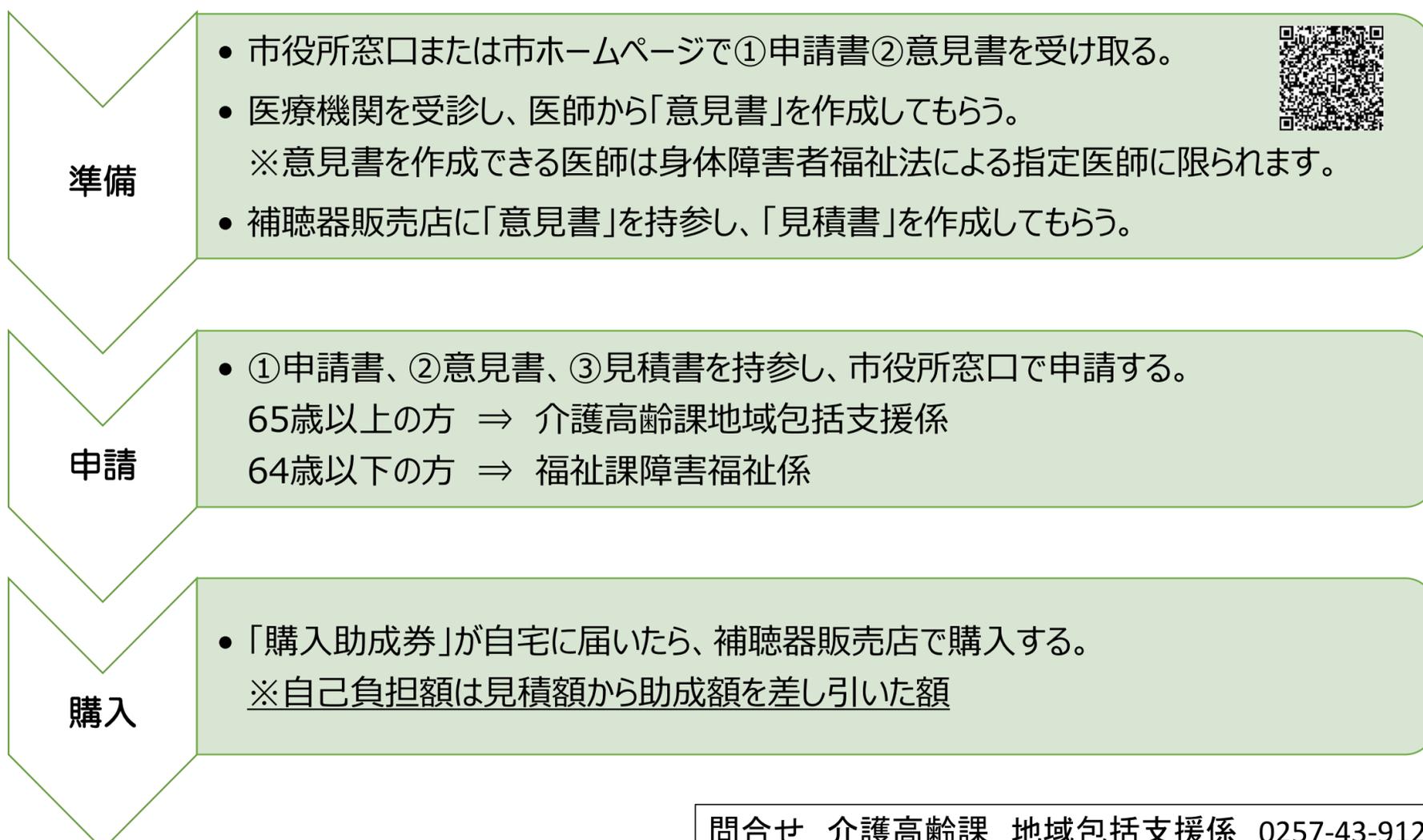
2 助成額

世帯区分	助成額	助成上限額
生活保護世帯・市民税非課税世帯の方	購入費の額	50,000円
市民税課税世帯の方	購入費の1/2	25,000円

注意事項

- ・必ず購入前に申請をしてください。（購入後の申請は対象となりません。）
- ・修理費や付属品（イヤモールドなど）の購入費は、助成の対象となりません。

3 助成までの流れ



問合せ 介護高齢課 地域包括支援係 0257-43-9125
福祉課 障害福祉係 0257-21-2299